

インドにおける GST制度導入の最新状況

EY グローバル・タックス・アラートライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン及びpdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

2015年5月6日、物品・サービス税(GST)の憲法修正法案が、下院を通過し、5月12日に連邦財務大臣により上院に上程されました。

野党の要請により法案は、上院の審議委員会にかけられました。

同委員会は21人の委員から構成され、2015年7月の第3週目に開始予定のモンスーン国会の第1週の末までに報告書を提出する予定です。

GSTの導入は遅れることが予想されており、企業はこの延期の期間を活用し、GST導入に備えることが重要です。

GSTをめぐる主要な動き

[新聞やオンライン報道に基づく]

上院のGST法案

- ▶ GSTの憲法修正法案は2015年5月6日に、3分の2の多数をもって下院を通過しました。
- ▶ 上院では、野党は法案の法制審査の要求を継続し、審議委員会にかけられない限り議案に同意しないとしていました。憲法修正法案は政府により上院の審議委員会に付託されました。

上院審議委員会

- ▶ 審議委員会は与野党各党21人の上院議員から構成され、ラジャスタン州の与党選出議員のブペンデ・ヤダブ(Bhupender Yadav)氏が委員長を務めています。
- ▶ 委員会は法案を審査し、モンスーン国会の第1週の末までに報告書を提出します。
- ▶ モンスーン国会は2015年7月中に開催される予定です。



- ▶ 5月7日及び8日に開かれた2日間の特別委員会の会合で懸念が示された1%加算税(1% additional tax)、供給地点規則(place of supply rules)、GST委員会の構成、歳入中立税率(Revenue Neutral Rate)等について審議委員会が検討する予定です。
- ▶ GST委員会は憲法修正案の発効から60日以内に構成されます。GST法令と供給地点規則が起草され、コメント募集のために公開されます。

今後の工程表

- ▶ 審議委員会は7月第3週から開催が予定されているモンスーン国会の最初の週に報告書を提出する予定です。
- ▶ 審議委員会が提出する報告書に提案が含まれている場合は、上院が3分の2の多数を持って法案を採択する前に、討議が行われコンセンサスを得ることになっています。
- ▶ 政府はモンスーン国会中、法案が議会の承認を得る予定です。
- ▶ 憲法修正案はその後、大統領が正式に発効を承認する前に、15の州のそれぞれの議会で批准される必要があります。

- ▶ GSTのITバックボーンであるGSTネットワークが立ち上げられ、オンライン登録、納税、税務申告を促進します。
- ▶ 州政府はGST導入のために各々のGST法令を起草します。各州のGST法令は、中央政府の法制と整合するものになります。

コメント

GST導入の憲法修正案はモンスーン国会の期間中に採択されることになる見込みであり、予定された2016年の4月1日の施行予定には間に合わないようです。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150522

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp